

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社 西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
吉 村 大 佑	-	岡谷市山下町2-6-5
武 井 雅 子	-	岡谷市東銀座1-12-21

- 4 変更した年月日  
平成21年9月1日
- 5 届出年月日  
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友岡谷北店  
岡谷市赤羽3-7658-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日  
平成21年9月1日
- 5 届出年月日  
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友諏訪城南店  
諏訪市上川2-2061 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成21年9月1日

- 5 届出年月日

平成21年12月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフエスケー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成21年9月1日

- 5 届出年月日

平成21年12月4日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちの本町共同店舗事業協同組合

茅野市本町東10-47

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちの本町共同店舗事業協同組合	伊 藤 治	茅野市本町東10-47
株式会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちの本町共同店舗事業協同組合	伊 藤 治	茅野市本町東10-47
合同会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社大和屋	伊 藤 治	茅野市本町東2-20
向 山 カズ子	-	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠 原 正 秀	茅野市本町東10-47
有限会社カジュアル屋	中 村 光 利	諏訪郡下諏訪町東町575-1
丸興工業株式会社	橋 本 信 幸	神奈川県藤沢市長後1271

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社大和屋	伊 藤 治	茅野市本町東2-20
向 山 カズ子	-	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠 原 正 秀	茅野市本町東10-47
有限会社カジュアル屋	中 村 光 利	諏訪郡下諏訪町東町575-1
丸興工業株式会社	橋 本 信 幸	神奈川県藤沢市石川6-18-54

4 変更した年月日

- (1) 株式会社西友から合同会社西友への組織変更に伴う名称及び住所 平成21年9月1日

- (2) 丸興工業株式会社の住所変更 平成19年4月13日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジエームズ・カレッジエクスカー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

## (変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成21年9月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友富士見店

諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

## (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

## (変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

## (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アラクリアイメーキング	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
株式会社ナガタ	永 田 滋 弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古 屋 真 一	諏訪郡富士見町落合9984
植 松 由 浩	-	諏訪郡富士見町落合10007
吉 田 義 治	-	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下 倉 友 男	諏訪郡富士見町富士見4654
小 林 貞 子	-	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三 好 種 子	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今 井 千 浩	茅野市仲町4-1

## (変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アラクリアイメーキング	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
株式会社ナガタ	永 田 滋 弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古 屋 真 一	諏訪郡富士見町落合9984
植 松 由 浩	-	諏訪郡富士見町落合10007
吉 田 義 治	-	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下 倉 友 男	諏訪郡富士見町富士見4654
小 林 貞 子	-	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三 好 種 子	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今 井 千 浩	茅野市仲町4-1

## 4 変更した年月日

平成21年9月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成21年9月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエムズ・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤和裕	愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74



(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤和裕	愛知県名古屋市中区川名山町1-74

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤和裕	愛知県名古屋市中区川名山町1-74

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤和裕	愛知県名古屋市中区川名山町1-74

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 外

産業政策課

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟県新潟市米山4-1-28
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟県新潟市米山4-1-28
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエフスケー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友かなえ店

飯田市鼎下山550 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1
白 子 千勢子	-	飯田市鼎下山550
村 上 慶 二	-	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエー	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1
白 子 千勢子	-	飯田市鼎下山550
村 上 慶 二	-	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエー	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

## 4 変更した年月日

平成21年9月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町1-9-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームス・カレッジ エグゼクティブ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日  
平成21年9月1日
- 5 届出年月日  
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友島内店  
松本市大字島内4163-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社カワフネ  
松本市大字島内3872
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

- 4 変更した年月日  
平成21年9月1日
- 5 届出年月日  
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友寿店  
松本市寿北6-27-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1



(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
青柳良雄	-	塩尻市大字宗賀72-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都北区赤羽2-1-1
青柳良雄	-	塩尻市大字宗賀72-5

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町1-29-7 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(1) 平成21年4月1日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社TSUTAYA STORES	木 村 元 昭	東京都渋谷区渋谷2-17-5 渋谷ビル7階

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社CCC	増 田 宗 昭	大阪府大阪市北区梅田2-5-25

(2) 平成21年9月1日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社CCC	増 田 宗 昭	大阪府大阪市北区梅田2-5-25

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスケー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社CCC	増 田 宗 昭	大阪府大阪市北区梅田2-5-25

## (3) 平成21年10月1日変更分

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
株式会社CCC	増 田 宗 昭	大阪府大阪市北区梅田2-5-25

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下 島 憲 秋	長野市大字南長池205
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社シナノポリ	窪 田 国 典	長野市稲里町田牧1607-5
カルチュア・コミュニケーションズ・クラブ株式会社	増 田 宗 昭	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス7-21階

## 4 変更した年月日

- (1) 3の(1)について 平成21年4月1日  
 (2) 3の(2)について 平成21年9月1日  
 (3) 3の(3)について 平成21年10月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友笹部店

松本市笹部1-606-1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成21年9月1日

## 5 届出年月日

平成21年12月4日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林 正臣  
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
平 林 正 臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
平 林 正 臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社しまむら	藤 原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社しまむら	野 中 正 人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

4 変更した年月日

- (1) 株式会社西友から合同会社西友への組織変更に伴う名称及び住所 平成21年9月1日
- (2) 株式会社しまむらの代表者氏名 平成17年5月13日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻野村店  
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジ エキスパート	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日  
平成21年9月1日
- 5 届出年月日  
平成21年12月4日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成21年12月21日から平成22年4月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウンとよしな  
安曇野市豊科南穂高774-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
群馬県高崎市高関町380  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1  
豊倉商事株式会社  
松本市笹部2-2-22  
望月 伸泰  
安曇野市豊科南穂高809
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土 屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
豊倉商事株式会社	赤 羽 憲二郎	松本市笹部2-2-22
望 月 伸 泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土 屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都北区赤羽2-1-1
豊倉商事株式会社	赤 羽 浩太郎	松本市笹部2-2-22
望 月 伸 泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土 屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエッセイ	東京都豊島区東池袋3-1-1
有限会社フルールあずさ	古 幡 宜 嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小 林 和 幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中 村 健 志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトイメージング	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
小 林 利 次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤 羽 憲二郎	松本市笹部2-2-22
望 月 伸 泰	-	安曇野市豊科南穂高809

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社カインズ	土 屋 裕 雅	群馬県高崎市高関町380
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスター	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社フルールあずさ	古 幡 宜 嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小 林 和 幸	安曇野市豊科4476
有限会社なかや薬局	中 村 健 志	安曇野市三郷温3798-1
ル・ブレ株式会社	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイティブイメージング	大 島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
小 林 利 次	-	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤 羽 浩 太 郎	松本市笹部2-2-22
望 月 伸 泰	-	安曇野市豊科南穂高809

4 変更した年月日

- (1) 株式会社西友から合同会社西友への組織変更に伴う名称及び住所 平成21年9月1日
- (2) 豊倉商事株式会社の代表者氏名 平成21年3月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年12月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスター	東京都豊島区東池袋3-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスター	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスター	東京都豊島区東池袋3-1-1
細 川 陽 子	-	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	イトワート・ジエームズ・カレッジエクスター	東京都北区赤羽2-1-1
細 川 陽 子	-	安曇野市穂高5626-1

4 変更した年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年12月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年12月21日から平成22年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課